

## 提出物について

◎各研修には受講に必要な提出物が指定されています。研修開催要綱の「5.受講条件」に示された提出物を指定された期限までに提出されない場合は研修を受講することができません。

### ・研修記録シート

研修記録シートは受講前(目標)・受講直後(評価)・受講3ヶ月後(振り返り)の3回提出が必要です。各コースで指定された提出期間がありますので、受講決定通知書(受講票)にてご確認ください。

### ・事例または指導事例

専門研修・実務経験者更新研修及び主任介護支援専門員更新研修では、受講者自身がケアマネジメントした事例または指導事例を使って研修を進行するため、事例を提出することが必須条件です。各コースで指定された提出期限がありますので、受講決定通知書(受講票)にて確認してください。なお、研修日程によっては受講決定から事例提出期限までの日数が過密になる場合があります。研修申込後は受講決定を待たず、あらかじめ事例作成の準備を進めてください。作成方法については[提出物-2]～[提出物-4]をご確認ください。

### ・課題

主任介護支援専門員研修では受講前の課題提出が必要です。詳細は受講決定通知書(受講票)にてご確認ください。

◎提出物に関する詳細は受講決定通知書(受講票)にてご案内しますが、あらかじめ必要な準備についてご確認ください。提出方法については下記の一覧を参照してください。いずれの提出物もインターネット上の様式をダウンロードする必要があります。

#### < 提出方法一覧 >

研修名	研修記録シート	事例または指導事例	課題
実務未経験者・再研修	研修当日持参※	—	—
課程Ⅰ	メール送信	研修当日持参	—
課程Ⅱ	メール送信	事務局へ送付	—
主任	メール送信	—	メール送信
主任更新	メール送信	事務局へ送付	—

#### 研修当日持参

作成した提出物を研修初日に持参してください。お忘れの場合は研修を受講できませんのでご注意ください。  
※実務未経験者・再研修の研修記録シートについては、受講3ヶ月後のみ提出方法が異なります。研修のオリエンテーションでご案内します。

#### メール送信

作成した提出物のデータをメールに添付して送信してください。提出に関するやりとりをメールのみで対応しますので、受講者自身が確認・管理できるメールアドレスを準備してください。メール以外での提出は受付できません。

#### 事務局へ送付

作成した事例一式(コピー)を事前に送付してください。配送事故等による紛失等に関しては、当会では責任を負えませんのでご了承ください。

<事例・指導事例の作成について>

◎様式について

平成30年度の提出用事例の様式については、当会ホームページに掲載します。下記URLから受講する研修の様式をダウンロードしてください。※所定の様式であればパソコン入力、手書きは不問。

研修情報 URL <http://www.kyotocm.jp/download/>

※平成30年度の様式で作成された事例のみ受付します。次のものは受付できません。

×平成28年度、平成29年度の様式での提出

×類似する書類での提出

×書類のコピーなどが切り貼りされている

◎倫理的配慮について

事例に含まれる個人情報(氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの)については、事業所名等を含む固有名詞全てを秘匿してください。なお、受講者自身とその所属事業所に関する記述についてはこの限りではありません。

■専門研修・実務経験者更新研修〔課程Ⅰ〕の提出事例

- (1) 現在の証の有効期間内に、自身がケアマネジメントした事例であること。
- (2) 内容がモニタリングから評価(短期目標)までの一連の経過がわかるもので、研修資料としてまとめられていること。
- (3) 利用者並びに利用者と契約のある事業所の承諾を得ていること。  
利用者の死亡などで承諾の取り付けが困難な場合は、専門職の倫理に基づき、受講者と事業所管理者の責任で判断してください。
- (4) (3)についての誓約書を事例と同時に提出すること。  
誓約書の様式は、事例の様式と合わせてホームページに掲載します。

■専門研修・実務経験者更新研修〔課程Ⅱ〕の提出事例

- (1) 現在の証の有効期間内に、自身がケアマネジメントした事例であること。
- (2) 研修科目7科目(※)のうち **2科目以上の要素**が含まれており検討ができること。  
単独要素しかない事例の場合は、それぞれ別の科目で2事例提出してください。
- (3) 内容がモニタリングから評価(短期目標)までの一連の経過がわかるもので、研修資料としてまとめられていること。
- (4) 課程Ⅰで提出した事例とは異なる事例であること。
- (5) 利用者並びに利用者と契約のある事業所の承諾を得ていること。  
利用者の死亡などで承諾の取り付けが困難な場合は、専門職の倫理に基づき、受講者と事業所管理者の責任で判断してください。
- (6) (5)についての誓約書を事例と同時に提出すること。  
誓約書の様式は、事例の様式と合わせてホームページに掲載します。

## ■主任介護支援専門員〔更新〕研修の提出指導事例

- (1) 自身が他の介護支援専門員に対して指導をした**指導事例**であること。  
指導事例とは、スーパービジョン的視点を持った主任介護支援専門員（スーパーバイザー）として、意図的・継続的に関わった事例です。相談に対するワンポイントアドバイスをを行っただけの事例ではありません。
  - (2) 研修科目 7 科目(※)のうち **2 科目以上の要素**が含まれており検討（スーパービジョンの検証、振り返り、分析）ができること。  
単独要素しかない事例の場合は、それぞれ別の科目で 2 事例提出してください。
  - (3) 担当介護支援専門員（以下、バイザー）からの相談受付に始まり主任介護支援専門員の介入、介入の結果（評価）までの一連の経過がわかるもので、研修資料としてまとめられていること。  
検討の核となる、関わりによるバイザーの気づきや、その評価（効果の有無は不問）までを含む一定期間の関わりまでをまとめてください。
  - (4) バイザー及びバイザーが所属する事業所管理者の承諾を得ていること。
  - (5) 利用者並びに利用者と契約のある事業所の承諾を得ていること。  
利用者の死亡などで承諾の取り付けが困難な場合は、専門職の倫理に基づき、バイザーが所属する事業所管理者の責任で判断してください。
  - (6) (4) (5)についての誓約書を事例と同時に提出すること。  
誓約書の様式は、事例の様式と合わせてホームページに掲載します。
- (※) 研修科目 7 科目については、次の一覧表の〈キーワード例〉を参考に、提出する事例がどの科目の要素を含んだ事例か、その科目で検討ができる内容かを確認してください。

---

### 〈事例に関する問い合わせについて〉

原則、電話での問い合わせには対応できません。

①氏名、②介護支援専門員登録番号(8桁)、③受講する研修名、④具体的な質問内容、⑤回答する連絡先の4点を記載して、下記のメールアドレスまたはFAXに送信してください。FAXの場合、質問用紙をご利用ください。質問用紙が無い場合は、様式は自由です。

公益社団法人 京都府介護支援専門員会 事務局

FAX; 075-254-3971

E-Mail; [cm7504@kyotocm.jp](mailto:cm7504@kyotocm.jp)

## 研修科目7科目一覧

科目	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例〔リハビリ〕
脳血管障害（疾患）や筋骨格系疾患（障害）、廃用症候群等、利用者の課題解決にリハビリテーションや福祉用具の活用が含まれている事例。	
＜キーワード例＞筋力低下改善，日常運動の強化，リハビリテーション実施，住宅改修，福祉用具利用，外出支援，高齢者の外出先の開拓，外出時の休息やトイレについて，機能強化ロボット使用 など	
科目	看取り等における看護サービスの活用に関する事例〔看取り〕
利用者がターミナル期であり、訪問看護サービスとの連携が含まれている事例。	
＜キーワード例＞痛みの改善の取り組み，生活機能低下における対応，緩和医療，生きがいの実現，死の受容に関すること，葬儀・遺品に関する相談対応，看護サービス利用について など	
科目	認知症に関する事例〔認知症〕
利用者の認知症に由来する特有の課題への対応が含まれている事例。	
＜キーワード例＞初期診断に関する対応，地域ネットワーク構築，認知症の理解，行動障がいの取り組み，環境変化における対応，認知症治療に関すること など	
科目	入退院時等における医療との連携に関する事例〔医療連携〕
入院や退院に際し、医療との連携の工夫や実践が含まれている事例（入退院を繰り返すような事例も含む）	
＜キーワード例＞医療チーム・介護チームへの伝達や説明責任，難病の取り組み，医療の活用，入院における介護負担に関すること，入退院におけるコンプライアンス，高齢者に多い入院を伴う疾患・感染症 など	
科目	家族への支援の視点が必要な事例〔家族支援〕
利用者との関係性や介護者自身の課題などへの対応が含まれている事例。	
＜キーワード例＞家族に疾患がある場合の対応，利用者と家族の受け止め方が違う場合の対応，家族が本人の生活機能に強く影響する場合の対応，家族間の関係性への対応 など	
科目	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例〔社会資源〕
成年後見制度や日常生活自立支援事業等が必要なケース、障害者総合支援法による障害福祉サービスを併用しているケース、虐待への対応が必要なケース、生活困窮ケース等、利用者の課題解決に他制度による多職種やインフォーマルサービスとの連携が含まれている事例。	
＜キーワード例＞地域支援，社会資源の特徴と対応，社会資源との連携，社会資源介入と対応，地域特性と社会資源の関係，生活保護制度，成年後見制度利用，虐待 など	
科目	状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例〔多様なサービス〕
居宅サービスだけでは解決できない課題について、施設サービスや地域密着型サービス固有の特徴を活用したことが含まれている事例。またはこれらのサービス特有の課題が焦点になる事例。	
＜キーワード例＞住み替えの対応，生活機能促進，利用者の主体的な選択に関する対応，施設サービスの対応，地域密着サービスの対応，定期巡回，随時対応型訪問介護看護，看護小規模多機能型居宅介護，小規模多機能型居宅介護活用 など	